

○議長 玉城 勇君 ただいまから令和3年第1回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 玉城 勇君 令和3年第1回定例会の開会に先立ち一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は、令和3年度の当初予算を審議する議会であります。本日までに提出された案件は、令和3年度の一般会計予算のほか、下水道事業会計予算及びこれまでと同様の国民健康保険、後期高齢者医療、土地区画整理事業の各特別会計予算3件、条例案4件、その他2件の合計11件の議案と、諮問3件、報告1件、請願・陳情6件が予定されております。また、追加議案として、後日、令和2年度一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算が提出されることになっております。したがいまして、今定例会の会期は、本日から26日までの23日間を予定しております。なお、会期日程表と議案等の取扱いについては、去る2月22日の議会運営委員会の協議で条例改正と人事案件については即決案件とします。また、新年度予算については、連合審査方式とし、総務民生常任委員会へ付託の後、各所管の委員会において審査を行い、16日の連合審査会において報告していただきますようにお願いをします。そのほかの議案、請願・陳情についても各委員会において付託を行いますので、会期日程表に基づき十分に審査、または調査を行い、報告がなされるようお願いいたします。

この際、町長はじめ、執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますように、議案を提案する場合、関係資料を準備し議場に挑んでいただきたいこと。次に、予算関係議案の説明に当たっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には、特に資料提供や分かりやすい説明方法に努めていただきたいこと。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合にはその理由を明らかにする等に留意していただきたいと思います。次に、本会議への課長の出席について、新型コロナ感染症拡大対策も踏まえ、直接関係のない議案、例えば特別会計予算などの場合は所管課での待機、職務に専念することをできることとしておりますのでよろしくお願ひいたします。

終わりに、議員各位におかれましても、議案審議がスムーズに行われるよう、3月5日金曜日の新年度予算の本会議における質疑については、歳入は歳入、歳出は歳出、それぞれの部で質疑を行い、質疑の後戻りをしないようお願いします。また、予算等は委員会

へ付託する予定ですので、所管の委員会の分の詳細については委員会で行なうようお願いをします。以上で開会の挨拶といたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 岡崎 晋議員、4番 石垣大志議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 玉城 勇君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがつて、会期は23日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議長諸般の報告を行います。令和2年第4回定例会から今日までの諸般を報告します。現在のコロナ禍の中、開催をされました事業名、日時、開催場所については日付順に記入してございます。まず初めに、3番目、町主催の成人式についてです。今年はコロナ禍の中、中学校校区ごとに式典を分け、例年と変わりマスクの着用や時間の短縮を行うなど、412人の新成人の祝賀式典が行われました。続きまして4番目、第50回沖縄県町村議会議長会定期総会が2月16日に行われ、自治功労者の表彰や令和3年度事業計画、一般会計予算及び新型コロナウイルス感染症の影響で地方財政の悪化による財源確保に向けて、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望決議等、日米地位協定の抜本的な見直しを求める日米地位協定見直しに関する要望決議が提案され、全会一致により承認、可決されました。次に5番目、南部地区市町村議会議長会定例総会、2月19日に開催され、島尻地域振興推進協議会委員に私、玉城 勇が知念前議長

の後任として推薦されました。またそのほかに、令和3年度の事業計画及び一般会計予算についても全会一致により承認されました。

次に、本日までに受理した請願第1号及び陳情第1号から陳情第6号は、お手元に配付したとおりであります。陳情第1号は配付のみとし、残りの5件に関しては、各常任委員会へ付託しましたのでご報告いたします。それぞれの内容については、議員各位でご一読くださいるようにお願いします。

次に、南部水道企業団、東部消防組合、南部広域市町村圏事務組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合、南部広域行政組合議会の各一部事務組合等の議会の報告が提出されております。

また、町監査委員から例月出納検査結果の令和2年11月、12月、令和3年1月分の報告書及び令和2年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されておりますので、各自ご覧になっていただきたいと思います。

次に、教育委員会から令和元年度教育事務点検評価報告書がそれぞれ提出されております。各自、ご覧になっていただきたいと思います。以上をもって諸般の報告とします。

日程第4．町長の町政一般報告

○議長 玉城 勇君　日程第4．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君　おはようございます。では、町長に代わりまして私のほうから町政一般報告をさせていただきたいと思います。1ページをお開きください。初めに総務部総務課関係について申し上げます。1月10日に町成人式典を中央公民館で開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中学校校区での2部制での開催となりました。式典時間の短縮や新成人のみの参加による規模縮小、また会場入り口での検温や手指消毒、マスク着用の徹底、ソーシャルディスタンスや換気の確保など、徹底した対策の下、式典を執り行いました。おそらく羽織袴や華やかな振り袖に身を包んだ新成人412名が大人の仲間入りをしました。町への一般寄附金としまして、12月24日に株式会社興洋電子様、12月25日に株式会社津嘉山自動車学校様、12月28日に有限会社協和工務店様、令和3年2月19日に有限会社トピーコーポレーション様より寄附がございました。本町の福祉向上や教育の充実のた

めに活用してまいります。

次に企画財政課関係について申し上げます。令和2年国勢調査は、調査員153人、指導員25人、そして町民の皆様のご協力により無事調査を終え、県に報告しました。なお、速報値についてはコロナ禍の影響により6月予定となっております。2月25日より町県民税、国民健康保険税等の町税や学校給食費等の料金をスマートフォンのアプリを活用したスマホ収納サービスを開始しました。

次に住民環境課関係について申し上げます。12月13日にイオン南風原店においてマイナンバーカードの出張申請窓口を行い、181名の方へマイナンバーカードの交付を行いました。またマイナンバーカードを申請した方で日中窓口への来庁が厳しい方を対象に、月2回予約制の夜間窓口を開設し、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでおります。

次に民生部こども課関係について申し上げます。令和3年度の幼稚園及び保育所等の入園入所の受付を開始し、新規申込者は698名でした。4月の入園入所に向けて事務を進めております。保育園整備については、19名定員の小規模保育園及び30名増員の認可保育園増築1園の開園に向けて事業を進めています。

次に保健福祉課関係について申し上げます。12月3日から12月9日の障がい者週間に、役場町民ホールをはじめ、ちむぐくる館や町内の金融機関ロビーにおいて、障がい者パネル作品展を開催しました。町内の障害福祉サービス事業者の利用者が作成した作品を展示し、その結果を発表する機会をつくると、障がい者への理解促進に取り組みました。

次に国保年金課関係について申し上げます。2月1日に南風原町新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチームを設置し、専任職員2名と兼任職員14名の合計16名を任命しました。ワクチン接種事業は感染症対象の重要な柱として、市町村が実施することになっており、円滑に実施できるよう万全な体制で取り組んでまいります。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。工事関係は、交通安全施設設置工事が2月18日に完了しました。住宅リフォーム支援事業は、追加募集の4件と合わせて10件の事業が完了しました。計画関係は、1月15日に照屋地区土地区画整理組合発起人会と事業化検討パートナーの間で覚書が締結されました。今後はさらに勉強会等を重ね、組合設立に向けて支援をしてまいります。また、南風原南インター・チェンジ周辺津嘉山地区及び南風原北インター・チェンジ周辺地区については、地域とまちづくり意見交換会

を行い、土地利用計画の検討を行っております。都市マスタープランの策定については、1月22日に第2回策定審議会を開催し、都市計画の目標及び全体構想等素案について審議を行い、次年度末の策定に向けて取り組んでいます。

次に都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業の町道73号線道路事業は、磁気探査委託業務が12月22日に完了し、道路改良工事が3月中旬の完了予定です。町道68号線の照屋橋実施設計委託業務は12月22日に完了しました。街路事業は、津嘉山中央線の車道整備及び歩道整備の工事を12月28日に契約しました。公園整備事業は、黄金森公園の陸上競技場北側フェンスの取替え工事及び野球場フェンス取替え工事が1月26日に完了しました。黄金森公園のケーブル断線に伴う停電については、ケーブル取替え工事を12月24日に契約し、1月15日には復旧しております。津嘉山公園では、防蛇ネット設置工事が3月1日に完了しました。観光景観美化整備事業のフクギ並木通り実施設計委託業務は12月25日に契約し、3月末完了に向けて取り組んでいます。

次に区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業は、造成工事が12月22日と2月22日に、道路築造工事が2月25日に、物件調査が2月2日と2月26日に、磁気探査業務が2月9日に、物件移転補償が12月25日に完了しました。さらに造成工事を12月2日に契約しております。保留地処分については1区画地の入札を12月11日に行い、1月18日に契約しました。浸水対策下水道事業は、照屋地内の雨水幹線工事が2月24日に、津嘉山地内の物件調査が12月22日に完了しました。未普及解消下水道事業は、津嘉山北土地区画整理地内で污水管工事を12月1日に契約し、別契約の污水管契約が1月25日に完了しました。また、水質水量調査が2月2日に完了しております。農業集落排水事業は、污水处理施設機会修繕工事が2月15日に1件、2月26日に2件完了しました。

次に産業振興課関係について申し上げます。例年行われております農政関係のおきなわ花と食フェスティバル、花卉品評会、フラワーデザインコンテスト及びJAおきなわ支店まつり、商工関係のはえばる黄金フェスタ及び琉球かすり後継育成事業閉校式などの催しが新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催が自粛されました。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付き商品券事業の第一弾は事業完了し、第二弾の商品券は3月末完了予定です。その他の事業の状況は、地域産業応援給付金事業117件、雇用調整助成金等申請費用支援事業8件、地域

産業応援支援金事業473件は交付完了済みで、飲食店助成金交付事業63件、失業者雇用推進事業5名は受付を行い、事業を行っております。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関して、教育事務点検評価審議会により2月17日に答申を受け、今議会定例会に報告書を提出しています。1月14日に南風原町総合教育会議を行い、令和3年度一般会計当初予算（教育部）に関する意見書や教育環境等について協議しました。黄金森公園陸上競技場では1月30日から2月13日まで名古屋グランパス春季キャンプが行われました。連係事業として、2月2日に元日本代表檜崎正剛氏による「夢先生」と題したキャリア教育では、夢を持つことのすばらしさ、努力することの大切さ、困難を乗り越えて夢に挑戦してきた体験談に多くの生徒が目を輝かせながら授業を受けていました。また2月3日、4日に4小学校の6年生への食育として、名古屋グランパスの栄養士によるオンライン講座とレモンラッシーづくり体験を行いました。子供たちは、選手が苦手だった野菜を克服した話なども聞け、食事の大切さを楽しく学んでいました。さらに名古屋グランパスとトヨタOTMグループが協力し、地域貢献活動の一環として本町の小学校4校と中学校2校、町内4サッカーチームにサッカーボール90個の寄贈がありました。

次に学校教育課関係について申し上げます。小中学校では12月の「教育の日」に、学力向上推進の一環として行われる、学校公開による授業参観及び学力向上推進実践発表会を新型コロナウイルス感染拡大防止のため教育長表彰のみとし、12月21日から25日にかけて、教育長訪問による各学校での表彰の様子をオンラインで各学級に配信しながら、児童生徒147名の賞状授与を行い、多くの児童生徒を激励しました。町立4幼稚園では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の生活発表会は保護者の参列なしで開催としました。各発表会は、小学校体育館での開催やオンライン配信など、子供の様子を伝えることができるよう、各園で工夫した発表会を行いました。2月26日に町立中央公民館研修室において町立幼稚園4園研修会成果報告会を開催しました。各幼稚園の園長、教頭、教諭、町立小学校長や幼小連携担当教諭の参加の下、各幼稚園で取り組んだ研究成果の発表が行われました。研究の内容は会場以外の職員へも視聴できるようオンライン配信し、今後の幼稚園教育の充実に資する報告会となりました。沖縄県の中学校、2年生、3年生35人学級化の方針を受け、南風原、南星の両中学校でそれに

対応するための教室増改築工事に着手しました。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。生涯学習の推進を目的にと、令和2年10月15日に開校した、はえばる大学については、南風原町の魅力を深く知ることができる講義9回を終え、3月18日の修了式には、受講生らによる「我がまち南風原町の魅力について」を発表する予定となっております。文化センターでは、「第29回新春演芸会、元気いっぱいもーあしひ」の模様をユーチューブ、町公式動画チャンネルにて2月12日から3月12日の1か月間公開しております。地元学童の子供たちによるコマやけん玉の演技と、地元舞踊研究所による琉球舞踊を収録した動画を配信しております。2月25日に中央公民館において、コミュニティースクールについての勉強会を行い、勉強会を教育委員会学校等の関係者を一堂に会して行い、多くの情報交換を行いました。また、同日地域学校共同本部事業実行委員会を開催し、今年度の取組状況を基に、令和3年度の事業計画について検討を行いました。コロナ禍に対応した学びを止めない工夫や新たな領域の事業支援への取組、新年度の事業内容が話し合われました。以上を申し上げ、令和3年第1回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。

毎回、別紙で定例会ごとに報告しております公共工事等に関する行政報告については、12月定例会以降の1,500万円以上の工事がありませんでしたので、おつけてありませんということを報告いたします。以上で町政一般報告を終わります。

○議長 玉城 勇君 以上をもって町長の町政一般報告を終わります。

日程第5．町長の施政方針

○議長 玉城 勇君 日程第5．町長の施政方針となっております。町長より施政方針を述べさせます。町長。

○町長 赤嶺正之君 おはようございます。

令和3年第1回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に対する所信を申し述べ、町民及び議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに 去る2月13日深夜に東北地方を大きな地震が襲い、多くの負傷者、住宅被害が相次ぐなど災害に遭われた方々へ心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興を願っています。また、昨年の2月14日に沖縄県内初の新型コロナウイルス感染者が報告され、その後もウイルスは猛威を振るい、町内でも多くの感

染者が確認される状況となっています。

このような中、町民の皆様には新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取り組みにご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。これからも町民の皆様には、マスクの着用・手洗い・換気・消毒など感染防止に努め、「新しい生活様式」の実践のご協力よろしくお願いいたします。本町も引き続き新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を行います。

次に、私が掲げました未来へつなぐ「愛・夢・安らぎ」をスローガンに、平和な町づくり、教育文化の町づくり、福祉の町づくり、豊かな町づくり、住みよい町づくり、健康の増進とスポーツ振興、そして町民参加の町づくり、この7つの政策に引き続き取り組んでまいります。

今後とも町政運営に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和3年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

ともにつくる黄金南風の平和郷について 「第五次南風原町総合計画」の将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現に向け、個々の思いを表し、意見を交わし、地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任を持って暮らす町民が、夢や目標を実現していく、そのようなまちづくりを目指して諸施策を展開いたします。

その基本理念の「平和」、「自立」、「共生」については、市民平和の日を中心に、「平和」の尊さを願う市民の心を、国内はもとより世界へ向けて発信する平和なまちづくりに取り組むとともに、新たな時代の中で、「自立」した多様な人々が育ち集う、地域力のあるまちづくり、そして人と人のつながりを大切にした「共生」のまちづくりを目指します。

また、第五次南風原町総合計画は5年目を迎えます。前期基本計画の検証を行いながら、令和3年度は後期基本計画を策定します。

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて みんなで創る協働のまちづくりを推進するため、広報紙をはじめ町ホームページ、SNS等あらゆる手法を活用し、わかりやすく必要な情報を発信し、町民と行政の情報共有を図ります。また、町民一人ひとりが積極的にまちづくりに参画できるよう出前講座や学習会の開催を推進します。さらに、自治会との連携を図り、引き続き町民皆様のご意見が町政に反映されるように努めてまいります。

きらきらと輝く人が育つまちについて 家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、

行動できる人づくり、そして人をつなげることでより大きな力が發揮できるよう、人と人のつながりを育む環境づくりを、家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。

学校教育では、これまで取り組んできた児童・生徒の基礎学力の定着と併せて、前年度に引き続き「読解力」の強化に取り組み「確かな学力」向上の推進を図ります。

令和3年度から教育環境のさらなる充実と指導力の強化を図るため、指導主事を1名増員します。また、令和2年度に整備・強化した町内小中学校の全普通教室のＩＣＴ環境を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて学習の充実を図ります。

幼稚園教育、保育については、子ども達を取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の重要性を捉え、専任園長配置や「幼保連携認定子ども園の検討」など様々な事業を展開し、より一層の幼稚園教育及び保育の充実を図ります。

学校給食については、児童生徒の増に対応する学校共同調理場の施設整備を図るとともに、安全・安心な給食を提供し、健康づくりに努め、食育を推進します。

教育施設については、北丘小学校体育館・プールの整備を行います。更に公立幼稚園、小中学校のＬＥＤ照明へ切り替による、環境改善と温室効果ガスの削減やコスト削減に取り組みます。令和2年度から稼働している空調設備もあわせ、更なる快適な教育環境の整備に努めます。また、沖縄県の中学校2年生・3年生35人学級への方針を受け、本町でも実施に向けて取り組みます。

町民の生涯学習を推進するため、中央公民館や文化センターを文化活動や学習活動の拠点として活用するとともに、地域づくりの拠点として地域と町民を繋ぐ役割を推進し、幅広い年齢層が交流する機会の拡充を図ります。また、地域と学校が連携・協働できるよう地域学校協働本部（学校応援隊はえばる等）の活用を図ります。

平和学習・交流・観光関連事業の推進については、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用、「子ども平和学習交流事業」による小学生の派遣、「青少年の国際交流」による中学生のハワイとの交流を実施します。また、海外移住者子弟を南米から受け入れ親戚や町民との交流を図ります。

スポーツ振興については、黄金森公園施設を活用したスポーツキャンプ等を誘致します。また、町民へ広くスポーツ実践の機会を設け、生涯スポーツ及び競技力向上の推進に取り組みます。

ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちについて
新型コロナウイルスワクチン接種については、戸内にプロジェクトチームを設置し、町民への接種が円滑に実施できるよう準備を進めています。ワクチン接種に期待する町民も多く、一日でも早くワクチンを接種することができ、町民の安心につながるよう万全の体制で取り組みます。

子ども・子育て支援については、本町独自で実施している、中学卒業までの子ども医療費助成の現物給付を引き続き実施します。

保育所待機児童の解消に向けては、30名定員の保育園増築と小規模保育園1園の開園による定員増及び認可保育園との連携した保育士確保策を継続して取り組みます。

子どもの貧困対策等については、子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、引き続き居場所の設置や若年妊娠婦の支援を継続し、支援を必要とする子ども達を支え、健やかな成長を図ります。

障がい者（児）・高齢者支援については、「第9次南風原町高齢者保健福祉計画」、「第5次南風原町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。そして安心して生活ができるよう福祉サービスの充実及び相談支援体制の強化に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの更なる発展を図ります。

町民の健康づくりについては、生活習慣病の予防に重点を置くとともに、学童期の生活習慣病予防の取り組みや妊娠婦から子育て期までの切れ目のない支援の強化を図ります。

国民健康保険事業の運営については、沖縄県国民健康保険運営方針に示された市町村の役割をしっかりと担い、県と連携し安定的な運営に向けた取り組みを推進します。

工夫と連携で産業が躍動するまちについて 農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壤改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続します。拠点産地である、かぼちゃの増産支援のためのミツバチ巣箱設置や花粉交配用品種の導入などの助成を実施するとともに、新規就農一貫支援事業の活用による生産農家を支援し、農業経営基盤の強化に努めます。また、町農業委員会の農地利用最適化推進委員、ＪＡおきなわ、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地や遊休農地を解消し、農地の確保・集積を行うとともに、農業次世代人材投資資金交付金の給付等により、新規就農者等の農業の担い手育成に取り組みます。

基幹作物であるサトウキビ振興については、病害虫対策や種苗配布に対する補助等による生産振興を図ります。

畜産振興については、経営の安定化を図るため、引き続き家畜公害・環境保全対策事業による支援を行うとともに、昨年沖縄本島で豚熱が発生し、予防接種が義務化されたことから、新たに家畜伝染病予防事業を活用した支援に取り組みます。

商工振興については、「南風原町地域ブランド構築・展開プロジェクト」事業により、特産品の商品開発や、販路拡大を町商工会と連携し取り組みます。また、中小企業に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し様々な支援に取り組みます。今後も町内中小企業の経営基盤の強化が図られるよう支援を強化します。また、本町への新たな企業立地の促進・支援を強化し、雇用拡大を図ります。

伝統工芸産業振興については、振興計画に基づく「後継者育成事業」等を実施し、琉球絣・南風原花織の従事者の減少に対応し若手を中心に育成することで、現代の新しい感性を持った後継者の育成を琉球絣組合と連携して取り組みます。

観光振興については、観光協会と連携して観光施策の推進・振興に努めます。

みどりとまちが調和した安全・安心のまちについて都市化や生活スタイルの多様化が進むなか、地域における安全・安心な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みます。

道路事業については、引き続き町道10号線及び町道73号線の整備を行い、町道68号線は照屋橋の整備に着手します。また、新たに町道48号線において、災害未然防止のための設計業務及び道路整備に着手します。

街路事業については、引き続き津嘉山中央線の道路整備を行います。更に、観光景観美化整備事業により、フクギ並木通りの整備を行います。

公園事業については、引き続き黄金森公園の老朽化施設の更新と津嘉山公園の整備を進めます。更に、黄金森公園においては、県道宜野湾南風原線の拡幅に伴う区域の変更及び屋内運動施設の建設に向け取り組みます。

津嘉山北土地区画整理事業については、旧津嘉山ハイツ区域の宅地造成及び本部公園線等の整備を進めます。

下水道事業の污水整備については、津嘉山北土地区画整理事業区域内と山川地内に計画する污水幹線を重点に整備し、併せて下水道接続の普及活動を強化します。雨水整備では、引き続き照屋地内の整備を進めて

まいります。

農業集落排水事業については、神里地区汚水処理施設の老朽化に伴う再整備事業の採択に向け業務を進め、各世帯の接続の普及活動も促進いたします。

計画関係については、引き続き南風原北インターチェンジ周辺土地利用計画の策定、都市マスターplanの見直しを行います。南風原南インターチェンジ周辺については、照屋地区の区画整理事業化に向けての地権者支援、そして津嘉山地区の事業化検討を行います。また、新たに交通基本計画策定に取り組みます。

交通安全施設整備については、引き続き路面標示、横断防止柵等の整備を行います。

環境と共生する美しく住みよいまちについて 住み良い住環境と循環型社会の実現に向け、町民やN P O、企業・事業所等と連携し、ごみの減量化と資源化・再利用を促進します。また、ごみの不法投棄等については、不法投棄発生箇所を中心にパトロールを強化し、立て看板等の設置や関係機関と連携を取り対策を講じます。

次世代を担う子どもたちへの環境教育・環境学習も重要なことから、「はえばるエコセンター」を活用した各種環境講座や学校との連携による環境学習支援事業を実施し、環境意識の高揚を図ります。

町民の生活に密接した悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害問題については、各関係機関と連携し生活環境の保全に努めます。

健全な行財政運営について 平成30年3月に策定した「第四次南風原町行政改革大綱」の「協働によるまちづくりの推進」「持続可能な行財政運営の推進」「組織力の強化と人材育成」この3つの基本方針を柱に「行政改革大綱実施計画」に定めた具体的な取り組み事項を推進し、効率的な行政運営に努めます。

また、第三次財政健全化計画に基づき、将来にわたって安定したサービスの提供がおこなえるよう、健全で持続可能な財政運営に務めます。また、情勢等の変化に注視し、緊急的な課題に対しては機動的かつ柔軟に対応します。今後も引き続き、南風原町に「住んで良かった」「ずっと住み続けたい」、そう思っていただけるような魅力ある町づくりに、誠心誠意取り組みます。

予算編成について 令和3年度の予算編成は、これまで申し上げた施策に重点を置き、新型コロナウイルス感染拡大による難局を乗り越え、前進するための予算を編成しました。感染症対策を講じながら、子ども子育て支援、教育環境の整備、各種福祉サービスに重点的に予算を配分し、各施策を推進するために幅広く予算を計上しております。結果、一般会計予算総額は

14,737,195千円となり、対前年度比1,031,195千円、7.5%の増となっております。

おわりに 以上、令和3年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて申し述べました。予算以外の審議案件として議案6件、また、追加議案として数件提出する予定でございます。令和2年度補正予算の議案については、先議案件とさせていただきますよう議員各位の慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。令和3年3月4日、南風原町長 赤嶺正之。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 以上をもって町長の施政方針を終わります。

日程第6. 議案第1号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第6. 議案第1号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第1号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、町の厳しい財政状況を鑑み、政務活動費の減額を行いたいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第1号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明します。改め文を読み上げて説明しますので、2ページ、3ページをお願いいたします。南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。第4項 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、第4条第1項中「1万5,000円」を「5,000円」とする。附則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。以上が議案第1号の概要となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって

質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第1号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第7. 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、町の厳しい財政状況を鑑み、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額したいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第2号の概要を説明いたしますので、2ページ、3ページをお願いいたします。改め文を読み上げて説明いたします。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。第11項 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、別表第1中「79万

円」を「63万2,000円」とし、「64万5,000円」を「58万500円」とし、「60万4,000円」を「54万3,600円」とする。附則（施行期日）第1項 この条例は、令和3年4月1日から施行する。（特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部改正）第2項 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。第4項 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、第3条の期末手当の算定の基礎となる給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例附則第11項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表の給料月額によるものとする。以上が議案第2号の概要となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 お伺いします。過去2年あるいは3年で、あるいは新年度の予定として、近隣の市町で似たように減額をしてきたところ、あるいはする予定があるかご存じですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 近隣の市町村で同様に減額している団体が1市1町減額をしていることを確認しております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 減額幅は大体似たようなものですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 大体軒並み南風原町と同じような、同額ではありませんが、同じような傾向の減額となっております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがつて本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第3号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第8. 議案第3号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第3号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、町の厳しい財政状況を鑑み、税務手当及び徴収手当の支給を停止したいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第3号について概要を説明いたします。改め文を読み上げて説明いたしますので、2ページ、3ページをお願いいたします。南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町職員の特殊勤務手当条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。第6項 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間、南風原町職員の給与に関する条例第15条第1項の規定にかかわらず、別表の税務手当及び徴収手当は、支給しないものとする。附則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。以上が議案第3号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 宮城寛諱議員。

○14番 宮城寛諱君 昨年も同じようなものが、ずっと出てきているんですけども、特にこの特殊勤務手当についてお伺いします。厳しい財政状況を鑑みということですので、財政が好転すれば元に戻るということでおろしいでしょうか、そういう理解で。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 財政が好転すればすぐということではなくて、また組合との協議も重ねて、検討していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諱議員。

○14番 宮城寛諄君 ということは、厳しい財政だからということではなくて、これは必要ないと皆さん方は考えて、組合と協議してそれでオーケーということになったんでしょうか。要するに財政が厳しいというふうに理由が書いてあるわけですから、財政が好転すれば元に戻るというふうな僕は理解しかできないんだけれども、そうではないんですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 この提案については、財政が厳しい状況ということでの提案となっております。また今後、財政がどれだけ好転したか、その状況も見据えて、組合と引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ということは、組合と協議して元に戻ることもあり得るということでおよしいですね。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 そのとおりであります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今、詳しい説明が部長からありましたけれども、たしか議運でだったと思うんですが、議案の状況説明の中であったかと思うんですが、徴収の、提案理由は今書かれているとおりですけれども、徴収、いわゆる未納といいますか、滞納分の徴収については、現在訪問して徴収するというスタイルから、電話で徴収を促すというふうなスタイルに変わってきたから、これまでの徴収手当あたりが、意味が変わってきているという趣旨の説明があったかと思うんですが、私はそういうふうに記憶を認識しているんですけども、そうすると、財政状況が、どの程度というのももちろんありますけれども、それをクリアしたとしても、今言った徴収のスタイル方法、形態、こういったものも含めて同じであれば、財政状況だけではなくて、その要因も含めて判断されるということになるんですけども、このあたりはどのようになさいますか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 徴収についての仕組みについては、議運では、私は答弁していないと思います。議員の中からそういったことなのかということで意見があつたと承知しております。また、この徴収方法につきましては、以前は戸別訪問でやっていましたが、現在は電話のやり取りや、また窓口に来ていただいて相談を行っていると。今後もそのやり方は変わっていきませんが、ただ、この手当については、財政状況が

厳しい中でこの提案をしていますが、今後は多角的な観点から組合と協議を重ねて判断してまいりたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 役場職員の処遇といいますか、待遇というか、労働条件に関わることですから組合と協議するというのは必須の手続といいますか、要件として、そのことについては当然のことだと理解していますけれども、先ほどの議運での私の認識、記憶、この間の議運での、議運も正式な委員会でありますので、今部長からは、これは自分からは説明していないということでしたが、事務局長、これは確認できますか。

○議長 玉城 勇君 議会事務局長。

○議会事務局長 比嘉勝治君 今、議運の会議録の話、会議録の中身は確認できると思います。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。暫時休憩します。

休憩（午前11時07分）

再開（午前11時16分）

○議長 玉城 勇君 再開します。議会事務局長。

○議会事務局長 比嘉勝治君 報告いたします。先ほど毅議員からの質疑の中で、議運での総務部長の答弁の中で、税の徴収方法についての説明があつたかどうかの確認をしてくれということでありましたので、確認をしましたところ、そういう答弁はありませんでした。以上です。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第3号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 議案第4号 南風原町国民健康保険条例及び南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第9. 議案第4号 南風原町国民健康保険条例及び南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第4号 南風原町国民健康保険条例及び南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険条例及び南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、関係条例において改正を行う必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは私のほうから議案第4号の概要説明をいたします。改め文を読み上げますので、議員皆様におかれましては、3ページの新旧対照表をご覧ください。南風原町国民健康保険条例及び南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（南風原町国民健康保険条例の一部改正）第1条 南風原町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。附則第2条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。新旧対照表の次のページをご覧ください。（南風原町国民健康保険税条例の一部改正）第2条 南風原町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。附則第15項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。附則この条例は、公布の日から施行する。以上が議案第4号の改正内容でございます。この改正に関しましては、法における位置づけの変更でございまして、新型コロ

ナウイルス感染症はこれまで指定感染症として取り扱って対応してきましたが、この新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等感染症として位置づけられたということでの改正となります。以上が議案第4号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今の新型コロナウイルスが感染症として認められたということは分かるんですけれども、ただここにわざわざ中華人民共和国から世界保健機関に対して云々、報告されたものに限るとあるんですけども、今、変異株、変異種というのかな。イギリスから出たりアフリカから出たり、いろいろしているんですけども、それは当たらないということなんでしょうか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 変異株とか、そういった部分の、それが入るとか一つ一つの、イギリスで確認された変異株とかですね、そういった部分がこれに入る入らないという部分に関しては、ちょっと即答は厳しいんですが、先ほど中華人民共和国とか、この文言は法律そのまま、条文はそのままですので、我々としては法の改正があった以上、この条例に関してもこのような改正にしたと。ただ、感染症においては、感染症法の改正もありますし、そこには——ちょっと待ってください。新型コロナウイルス及び最高型新型コロナウイルス等というふうの、感染症のところでは規定されていますので、先ほどの部分ではそこも含まれていくものだと考えます。

○議長 玉城 勇君 よろしいですね。休憩します。

休憩（午前11時24分）

再開（午前11時24分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第4号 南風原町国民健康保険条例及び南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 玉城 勇君 日程第10. 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。住所 沖縄県那覇市長田2丁目20番16号、氏名 大城直哉、生年月日は表記のとおりでございます。提案の理由といったしまして、上記の者は、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思料し提案をするものでございます。次のページに履歴書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。慎重審議の上、ご同意を賜りますようお願ひいたします。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 大城 育議員。

○13番 大城 育君 1点お伺いします。提案されている方は、住所が那覇市長田になっておりますけれども、南風原町の固定資産評価審査委員ですけれども、法律上、住所は特に限定がないものであるのかどうか。それからこれまでこのように南風原町の外に住所を持たれる方がこの委員に選任されたという事例が、これまで何件かあるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 まず、住所要件はありません。またさらに、これまで町の固定資産評価審査委員については、町内の在住者でありました。しかし、今後、多様化、複雑化する評価に対応していくことについては、土地不動産鑑定士、税理士等の士のつく、専門職の方々が他の市町村でも今後も町にとって必要になってくるということを鑑みて、町長が適切な方だ

ということで提案しております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 育議員。

○13番 大城 育君 そうしますと、この方が、住所の法律の要件がないということは部長の答弁のとおりかと思うわけだけれども、この方が最初であるという理解でよろしいわけですね。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 私の記憶するところでは、この固定資産評価委員については、町外は初めてという事例となります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。14番 宮城寛諱議員。

○14番 宮城寛諱君 この方がどうこうということではないんですけども、前任者がいたはずですね、それで任期で交代ということで。前任者は、要するに任期が切れて、次はもう要するに、皆さん方アタックしていないということなのか、向こうが継続できないということなのか、何かその辺の理由があるはずですが、その辺は報告できませんか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 先ほど毅議員にも町の今後の方針ですね、この同意については、専門の方、士のつく税理士、土地不動産鑑定士等の専門の士の方々が必要になってくるということから、方針をこのようにしていますが、前任の方についても理解を得ての提案となっております。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時30分）

再開（午前11時30分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございますか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第10号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本案は、

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11. 議案第11号 南風原町教育委員会委員の任命について

○議長 玉城 勇君 日程第11. 議案第11号 南風原町教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第11号 南風原町教育委員会委員の任命について 南風原町教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。住所 沖縄県島尻郡南風原町字大名147番地、氏名 諸見里 元、生年月日につきましては表記のとおりでございます。提案の理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の委員として適任であると思料し提案をいたします。次のページに履歴書が添付されておりますので、ご参照ください。慎重審議の上、同意を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今の議案第11号の委員の任命については、提案されている方については、私は現在も教育委員だったんじゃないかなと思っているんですけども、経歴のほうにそれが見当たらないものですから、どこかにそれに就任したというのが表示されているのかなと思ったら見えないんですが、これは抜けているという理解でよろしいでしょうか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 大変申し訳ありません。この方は、現在教育委員であることから、履歴書から漏れていますので、後で追加して修正したいと思います。1期4年です。確認します。休憩お願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時34分）

再開（午前11時36分）

○議長 玉城 勇君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 平成29年4月1日から現在に至るということになります。よろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 よろしいですね。ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第11号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第11号 南風原町教育委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12. 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第13. 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第14. 諒問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 玉城 勇君 日程第12. 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第13. 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第14. 諒問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、この3件を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。氏名 赤嶺広美、生年月日、住所は表記のとおりでございます。提案理由としまして、下記の者は、人格識見等広く社会の実情に通じており、委員として適任であるために提案をいたします。なお、次のページに履歴書も添付してございますので、お目通しあげます。

続きまして、諒問第2号及び第3号についても提案理由は同じでございますので、氏名を読み上げて提案といたします。諒問第2号 田本政子、以下お目通しをお願いします。諒問第3号 山中久司、以下お目通

しをお願いいたします。以上、3件でございます。ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これから諮問第1号から諮問第3号までの質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 これは県の人権擁護委員に南風原町から推薦するという理解でよろしいのかどうか。それと、そういう理解だという前提でお聞きしますけれども、南風原町は3名を推薦してくださいということなのかなどうか。前回のことはよく覚えていないものですからお聞きしたいと思います。

それと、今提案された中に、地方公務員法第29条1項1号及び2号の規定というのがありますけれども、大変申し訳ありませんが、その規定の中身をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 この提案先は県ではなくて法務大臣となります。また、毅議員からありました、最後の地方公務員法等がありましたが、こちらのほうは差し替えで、ページ差し替えとなっております。この差し替え理由は、提出先の法務局へ確認したところ、業務上の懲戒処分や賞、あるいは刑罰がなければ、その懲罰の欄は表記しなくていいということを確認されたことから訂正となっております。大変申し訳ありませんでした。

○議長 玉城 勇君 よろしいですね。ほかに質疑はございますか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第3号までについては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって諮問第1号から諮問第3号までについては、委員会の付託を省略することに決定しました。

休憩します。

休憩（午前11時43分）

再開（午前11時43分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

これから諮問第1号から諮問第3号までについて討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討

論を終わります。これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、適任とすることに決定しました。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、適任とすることに決定しました。

これから諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、適任とすることに決定しました。

日程第15. 報告第1号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 玉城 勇君 日程第15. 報告第1号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第1号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。お手元のほうに令和3年度の事業計画書をお配りしておりますが、令和3年度の南風原支社においては、土地開発公社を活用しての事業計画はありませんので、事業計画用途別明細表への記載はないということをご報告いたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第1号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。

散会（午前11時47分）